

一榮工業株式会社
「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

一榮工業株式会社において、女性の就業生活における活躍の推進に関する法律第 15 条に基づき、女性の活躍できる職場環境の構築推進のために、行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

2. 目標

今後 4 年間で、女性の採用人数を 5 名以上とする。うち 1 名を事務・技術職員とし、女性が能力を発揮できる、職務・分野を拡充する。

3. 取り組み内容

1)：女性が働きやすい環境・制度を整備する

<実施時期>

- 令和 4 年 4 月～ 非正規職員（特に派遣社員）の評価制度を整備し、正社員化を推進する
- 令和 5 年 4 月～ 育児休業取得から復帰までのフローを作成し、周知徹底を図る
- 令和 6 年 4 月～ 女性用トイレや更衣室等職場労働環境の改善を図る

2)：女性が活躍できる企業であることを PR する

<実施時期>

- 令和 4 年 1 月～ 自社 HP を改定する
- 令和 5 年 4 月～ 採用担当者に女性を配置し、新卒や中途採用を対象とした PR を実施するなどリクルート活動を強化する
- 令和 7 年 4 月～ PR 効果を分析し、取り組み内容を改善する